

「(仮称)福島北風力発電事業 計画段階環境配慮書」に対する技術審査会答申案の形成

答 申 案	答申の考え方 (関連ページは、配慮書本編のページ数)	備 考
<p><b>【1 全般的事項】</b></p> <p>(1) 事業実施想定区域(以下、「想定区域」という。)の広範囲に水源かん養保安林が存在しているため、水源の涵養機能への影響を回避又は十分に低減できるよう、想定区域の絞り込みを行うこと。</p>	<p>想定区域の大部分が水源かん養保安林に指定されているため、配慮するよう求めるもの。</p> <p>「関連ページ：(配慮書)194」</p> <p>【参考：(仮称)白石越河風力発電事業(白石鉢森山風力発電事業)、(仮称)大和風力発電事業】</p>	
<p>(2) 想定区域は、「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ(平成30年5月作成)」において、法的・地形的に重大な制約がある区域又は自然環境等の法令で環境保全を優先すべき区域となっていることから、周辺の自然環境や生活環境への影響を回避又は十分に低減できるよう、想定区域の絞り込みを行うこと。</p>	<p>想定区域及びその周辺に保全対象が存在するため、配慮するよう求めるもの。</p> <p>「関連ページ：(配慮書)14, 23, 214」</p> <p>【参考：(仮称)白石越河風力発電事業(白石鉢森山風力発電事業)、(仮称)大和風力発電事業】</p>	
<p>(3) 対象事業実施区域の選定に当たっては、資材輸送、既設道路拡幅及び風車の設置等による動植物への影響や温室効果ガスの排出等、全体としての環境負荷の低減に最大限配慮すること。</p>	<p>既設道路の拡幅が予定されていることから、資材輸送等に伴う森林の開発の影響も考慮し、対象事業実施区域を検討するよう求めるもの。</p> <p>「関連ページ：19」</p> <p>【参考：(仮称)大崎鳥屋山風力発電事業】</p>	
<p>(4) 想定区域周辺の住民、地元自治体及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。</p>	<p>環境アセスメントを行う上での基本的な事項として、これまでの答申でも必ず記載しているもの。</p>	

<p><b>【2 個別的事項】</b></p> <p>(1) 騒音・低周波音及び風車の影      想定区域近傍には住居等が存在することから、風車の稼働に伴う騒音、低周波音及び風車の影による生活環境への影響について調査・予測し、重大な影響の有無について評価すること。その上で、方法書を作成すること。</p>	<p>想定区域近傍に複数の住居や静穏を要する施設が多数存在することから、風車の稼働による騒音等の影響について、適切に調査、予測及び評価するよう求めるもの。</p> <p>「関連ページ：215」</p> <p>【参考：（仮称）大崎鳥屋山風力発電事業】</p>	
<p>(2) 水質      想定区域及びその周辺は、水源かん養保安林や白石市の水道水源保護地域に指定されていることから、工事の実施による土砂や濁水の発生に伴う水環境への影響が懸念される。風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、水源の涵養機能等の水環境への影響を調査及び予測し、重大な影響の有無を評価すること。</p>	<p>事業区域及びその周辺は、「白石市水道水源保護条例」に基づく白石市の水道水源保護地域として指定されているため、水質への影響が最小限となる事業計画とすること。</p> <p>「関連ページ：134, 198」</p> <p>【参考：（仮称）宮城山形北部風力発電事業，（仮称）白石越河風力発電事業（白石鉢森山風力発電事業）】</p>	
<p>(3) 地形及び地質</p> <p>イ 想定区域の北側に砂防指定地が存在するため、調査、予測及び評価をし、重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、それらの地域及び周辺を想定区域から除外すること。</p> <p>ロ 想定区域の絞り込みに当たっては、地震ハザードステーションサイト等で地すべり地を把握した上で、防災上危険な区域を避けるよう配慮すること。</p>	<p>イ 想定区域の北側に砂防指定地が存在するため、必要に応じて区域から除外するよう意見するもの。</p> <p>「関連ページ：195」</p> <p>【参考：（仮称）大和風力発電事業】</p> <p>ロ 地震ハザードステーションサイトによると、想定区域内に地すべり地が存在するため。</p> <p>【参考：（仮称）丸森風力発電事業】</p>	
<p>(4) 動物</p> <p>イ 想定区域及びその周辺では、特別天然記念物カモシカや希少なコウモリなどの動物の生息が確認されていることから、事業の実施により尾根部分が改変されることで、生息環境が変化すると考えられる。このことから、これらの種の生息場所や行動範囲を踏まえ、適切な調査手法を設定し、カモシカ等への影響を回避又は十分に低減すること。</p> <p>ロ 想定区域上にサンバ等の渡りルートや飛翔高度等を十分に把握した上で調査手法を設定すること。</p>	<p>イ 重要な動物への影響低減を求めるもの。</p> <p>「関連ページ：73」</p> <p>【（仮称）白石越河風力発電事業（白石鉢森山風力発電事業）】</p> <p>ロ 「EADAS センシティブティマップ」の「注意喚起レベル A3」に該当していることから、渡り鳥への影響低減を求めるもの。</p> <p>「関連ページ：79」</p> <p>【（仮称）大崎鳥屋山風力発電事業】</p>	

<p>(5) 植物</p> <p>想定区域内には自然度の高い植生が分布しているため、現地調査によりその区域を明らかにした上で、植物への影響を適切に予測及び評価すること。</p>	<p>想定区域内に特定植物群落は存在していないものの、植生自然度が9以上の群落が存在していることから、自然度の高い群落の場所を把握した上で、適切に予測評価するよう求めるもの。</p> <p>「関連ページ：95, 103」</p> <p>【参考：(仮称)大和風力発電事業 (仮称) 宮城山形北部風力発電事業】</p>	
<p>(6) 景観</p> <p>イ 風車による景観の圧迫感を考慮した上で、生活圏からの圍繞景観への影響を調査・予測及び評価し、適切に想定区域の絞り込みを行うこと。</p> <p>ロ 鉄塔の見え方に関する基準を適用した場合、風車の稼働による景観への影響が過小評価となることを考慮し、主要な眺望点からの視野角が1度未満であっても、風車の稼働による誘目性を踏まえて、適切に調査、予測及び評価すること。</p>	<p>イ 想定区域に複数の住居等が近接することから、生活する上での風車の圧迫感について、予測・評価を行い、区域の設定を行うよう求めるもの。</p> <p>「関連ページ：214」</p> <p>【参考：(仮称) 大崎鳥屋山風力発電事業】</p> <p>ロ 鉄塔の見え方に関する基準を適用した場合は、風車の稼働による景観への影響が過小な評価となることを考慮し、主要な眺望点からの視野角が1度未満であっても、風車の稼働による誘目性を踏まえて、適切に予測、評価を行うよう求めるもの。</p> <p>「関連ページ：256」</p> <p>【参考：(仮称) 宮城山元風力発電事業】</p>	
<p>(7) 放射線の量</p> <p>事業の実施に係る新たなホットスポットの形成や放射性物質の流出等による水環境・土壌・農産物等への影響を調査・予測及び評価すること。</p>	<p>事業の実施によりホットスポットが形成される可能性があることから、対象事業実施区域内の空間放射線量及び土壌の放射性物質濃度を測定するよう求めるもの。</p> <p>「関連ページ：116」</p> <p>【参考：(仮称) 丸森風力発電事業】</p>	